

賛助会員規約

NPO 法人清里観光振興会

第1条（目的）

本規約は、定款第3章に定めた会員の規定に基づき、賛助会員制度の運営等について必要な事項を定めるものとする。

第2条（資格）

賛助会員は、本法人の主旨に賛同し、本法人を賛助するために入会した団体及び個人とする。

第3条（議決権）

賛助会員は本法人の総会における議決権を持たない。

第4条（入会）

本法人の賛助会員となるためには、別に定める会員入会申込書にて申請し本法人会長の承認を受けなければならない。入会を認めない場合、理由を付した書面をもって通知する。

第5条（会員資格の有効期間）

賛助会員資格の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。以後、第7条による退会の申し出または第8条による除名がない会員に対し、引き続き会員期間を1年間ずつ更新するものとし、以後も同様とする。

第6条（入会金、会費及び納入）

- ・入会金 なし
- ・年会費 1口 10,000円

会費は、規定の金額を指定された期日までに、本法人の指定する方法で納入しなければならない。会費納入確認後、会員向けサービスを開始する。

第7条（退会）

賛助会員が退会を希望する場合、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会できる。ただし、既に納入された年会費は返納しない。

第8条（除名）

賛助会員が以下の各項のいずれかに該当すると判断した場合、理事会の議決により、これを除名することができる。その場合、納入された年会費は返納しない。また、当該会員から第三者への資格の継承はできない。

- 1) 本法人定款、本規約に違反した場合
- 2) 第10条の禁止事項に掲げる行為を行った場合
- 3) 故意、過失に問わず、本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行った場合

第9条（守秘義務）

本法人は賛助会員の許可を得ずに、会員情報を公開または使用することはできない。また、会員は本法人の許可を得ずに、会員として知り得た本法人の非公開情報等を会員期間はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

第10条（禁止事項）

賛助会員は以下に掲げる行為をしてはならない。

- 1) 会員情報など本法人へ虚偽の申請を行う行為
- 2) 他の会員、第三者もしくは本法人の財産及びプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為またはそれらの恐れがある行為
- 3) 本法人の許可なくロゴマーク、印刷物などの転用行為
- 4) その他、本法人理事会が不適切と判断する行為

第11条（賛助会員に与えられる特典等）

賛助会員は、本法人から正会員に対し提供される諸権利（マップ掲載、営業情報の周知等）は与えられない。また、本法人は必要に応じて理事会の議決により賛助会員に対し特典を付与することができる。ただし、以下に掲げる商品、サービス、イベント等が終了している場合は、その限りではない。

- 1) 本法人からのニュース、その他情報（メール配信は1会員につき2ヶ所までとする。）
- 2) 本法人が主催する美化活動やイベント等への参加
- 3) 本法人が共催・後援するイベントへのスタッフとしての参加
- 4) オリジナル商品・振興会が営業する商品のサービスなど

第12条（その他）

本法人の責に帰さない活動において、会員が他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、本法人はその損害に対して賠償する責任を負わない。また、会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって本法人に損害を与えた場合、本法人は当該会員に対して相当の損害賠償の請求を行う。

（附則）

- 1) 本規約は令和6年5月30日から施行する。